



二〇二五年は戦後八十年、今年は日本とシンガポールの外交樹立六〇周年を迎え、史蹟史料部では両国の歴史を伝える活動を行っています。当地で起こった戦争については、日本の教科書等では、あまり伝えられていませんが、シンガポールでは小学校の授業で日本軍の占領時代を学んでいます。世界では今も戦争が続いています。私たちも改めて歴史を学び、次世代に伝える役割があるように思います。

今回は、一九四五（昭和二〇）年に昭南島（シンガポール）憲兵隊に転属され、当地で終戦を迎え、シンガポール作業隊発足時にケツペル作業隊員となり、一九四七（昭和二二）年に日本へ帰還した山下勇雄さんの手記、そしてその記録をまとめた弟の博さんの記録をご紹介します。



シンガポールにおける戦後の悲劇

やました いさお
山下 勇雄

親愛なる兄へ

昭和五八年五月二二日、兄は逝く、満六〇才であった。

思いやりがあり、やさしかった兄、又あるときはきびしかった兄、兄弟の先頭に立ち、父母の代りに私たちを暖かく見守ってくれた兄、そんな兄も、もうこの世の人でなくなつた。

世の流れは、諸行無常とはいえ、人の死ほど悲しく、さびしいものはありません。家族から見守られて、息を引きとつたことがせめてもの慰めであつた。

第二次大戦の激戦地を生きぬいて帰つて来た兄、これからは、もう自慢に話してくれた戦争の話、外国の話も聞くことも出来なくなった。しかしながら、兄はすばらしい土産を残していたのです。それが、この「シンガポールにおける戦後の悲劇」だったのです。死の日からわずか九カ月前の記録が彼の部屋から出て来たのでした。

私は、兄の意志を後世に残すべきと思ひたち記すことにしたので。このままでは、日の目を見ないまま葬むられるであろう。当時の戦友や、現シンガポール在住の人々にも、知れないまま忘れ去られることでありましょう。

この記録が後世に何かの一助になれば、あるいは子供たちや孫たちに親じの戦後話の一つでもなれば幸である。

強く生きたる兄のみたまはこれからも強く生き続けると信ずる。

昭和五八年八月

兄の初盆にあたり記す 山下 博

シンガポールにおける

戦後の悲劇

元日本陸軍シンガポール作業隊員

山下勇雄 著

◎戦時中であって、その生命の価値とは、陛下のために、名巻の戦死をする事でありそれは、軍人精神の凝固でもあった。

◎この手記に見る、生命の保障とは、秩序なき倫理のもと、いのちは絶たれその靈魂たるや、果しく宙に迷った。

◎現代における、生命の尊厳こそは、神聖であり、何人もそれを犯すあたわず生きる幸せは、人生で最高の華である。

◎戦争は断じて回避すべき事として、平和とそが世界人類共通の念願である。

昭和五七年八月一五日

山下勇雄

一 はじめに

さわやかに、新緑の息吹きをはだに感ずると、次にうつとうしい梅雨の季節がやって来る。そして全身が汗ばむ頃ともなると、私は決まってあの頃の事を想い出さずにはいられないのです。

昭和二〇年八月十五日、私は終戦のその日を多くの戦友(とも)と共に、祖国を遠く離れたシンガポールの地で迎えたのである。

当時私は二三才を迎えたばかりで、心身共に健全で、人並にその青春の喜びをおう歌していたのであるが、あの日からすでに三十七年の歳月は流れ、今では孫たちと戯れる年頃となった。

その当時の戦友も私と同様にして、すでに老令化してゆくのをみて、誰かが当時のその悲劇の真実を次の世代のために語り残しておく必要があるのではないかと思う様になってきた。

今こうしてペンを取るのも、昔の想い出多き過去の一つ一つを記

録として残しておきたい一念にかられての事かも知れない。

五年前の九月、私は夢にまでみていた彼の地「シンガポール」に旅行する機会を得たのです。

この地は、私にとっては生涯忘れる事の出来ない苦しき事のみが残る想い出の地でもありました。

敗戦後は、虜囚の身となり、強制労働収容所というべき作業隊にあって、連合国軍(主として英国軍)の支配下におかれた我々元日本軍は、来る日その日を重労働と憎悪のムチに追いまくられた。

その様な苦難の日夜が続き、五体満足にしてや々と祖国の土を踏み得た我々は、まだしも幸せであったが、不幸にしてその地に朽ち果てた同胞も少なくなかった。

今静かに過去を振り返り回想する時、私は当時の犠牲者の事を一日たりとも忘れ得ぬのは当然の事と言えよう。

その旅行中において私は日本人墓地に詣でる機会を得て、そこで戦後の犠牲者の霊を供養してある

慰霊碑なるものを見付けた。

全く余期せぬ事として我れを疑い、そして驚いた。しかし、この事は現実であり、立派に眼前に建立されていたのです。誰がこの様な碑石を、戦後のいつの日に建設されたのであろうか。私は一時帰国した。

それから二年経ち昭和五四年の五月に再びその墓地に詣でる事になったのです。今度は約二カ月に及び墓石やその他の資料をあたることにした。

親切的な現地の人の証言等により、これ等犠牲者のナゾが第二、第三の悲劇として少しづつ判明してきたのです。それには私の直接体験した作業隊の全ぼうも書く必要があろうし、又その悲劇の要因なるものを知る必要もある。以下順を追って一五の項目に分けて書く事としました。

終戦を境いにして総ての砲火が休んだその日から、人が死ぬという事は道理に合わぬ事である。

何故ならそれが自然死でなく、どう見ても不自然の形で死であったからです。

世界の人類はひとしく平和を愛する

であろう。二度と再び戦争を起さな
いたために、私はここに戦後において
すらこの様な悲劇が存在したという
事実を、それもシンガポールについ
て書くことと致しました。

二 戦友の三三回忌を兼ね て墓地へ

初回（五二年九月）の訪星（シン
ガポールの意、なお現地語で星州と
も書く）の時に私は日本人墓地の事
をいろいろ現地通訳に聞く機会を得
た。また参詣人である私の眼に映っ
たものは、どうみても手入れの行届
いている墓とは思えなかった。

シンガポールへの邦人進出は約百
年の歴史がある。この地に眠れし幾
多の先輩諸氏の残された数多くの行
跡を想う時に、この様な姿で安らか
に眠れかしと祈念するには、あまり
にも情けない状態でありました。

その時フト私の脳りに浮かんだも
のは、現地日本人墓地をこのままに
放置してよいものだろうか、この墓
地には戦前の墓石はもろろの事、

戦時中の忠魂碑、それに戦後の慰霊
碑なるものと、多岐多様な墓石があ
る。

しかしこの様に荒廃した姿では、
霊魂も安らかに眠る事は出来る筈は
ない。私はそこで意を決して近い将
来に必ずこの墓地を訪れ供養し墓場
の清掃をし墓石の由来、歴史なるも
のを調べてみようと思ひました。

その目的を達成するためには、ま
ず長期の滞在が必要である。私はそ
れからというものは、特に健康保持
に留意しながら、しかも製菓業にも
一層精出して滞在費用の貯蓄に努め
ました。一方昔おぼえた現地語の再
勉強のために書店通いもすること
でした。幸いに二、三冊の本も手に入
れることができました。

昭和五四年五月 待ちに待った訪
星の日がついに実現したそれは初回
の訪星から一年八カ月目のことであ
った。

その年は、丁度無き戦友の三三回
忌に当る年でもあり、この度の訪星
も何かしら意義あるものを感じられ
た。

日本を出発する前に、現地の旅行
者に連絡していたのでシンガポール
空港にて出迎えを受け、早速ホテル
にもチェックインする事が出来た。

現地に着いて二、三日して安アバ
ートを借り得た事で一安心した私
は、早速次の日に、日本人墓地に詣
でた。日本から持参した日本酒と米
に塩、それに母なる国の香り高い線
香に火をつけた。

サンと輝やく常夏の太陽は、三三
年前のありし日と少しも変る事な
く、あたり一面に慈愛と希望の光を
もたらしている。つい先程なみなみ
と水をかけ清掃したばかりの墓碑で
ある光はその墓に反射してまぶしく
輝いている。その様は無き戦友の霊
魂のよみがえりにも似て、思わずひ
ざまずく我が胸にヒシツとのし掛か
るを禁じ得なかった。心の中で安ら
かな就仏を祈った。

明日からは、いよいよこ処での新
しい生活が始まるので、そのため若
干の炊事用具と食糧品を先ず調達し
た。次に清掃に必要な道具とか、墓

石の文字を鮮明にするためのプラシやペ
ンキ等、そして衣服ズック、それに水筒
等も買い求めた。

それからの仕事といえば、墓地内の草
刈りや樹々の枝を落す事、墓石のコケ落
しとか、読みにくい墓標の文字にペンキ
を塗る事などでした。又疲れた日や雨の
日にはアバートにこもり墓石名簿の整理
や、それに随筆として終戦当時の作業隊
の想い出なる手記も書いた。

かくして予定の滞在も半端を過ぎる頃
から何んとなく体調をこわし、いささか
毎日の仕事がつくなつたので、当初の
予定であつた三カ月の滞在を短縮して急
いで帰路についた。

出発して五九日目にして我が家の人と
なつた。

三 戦中派としての私の証言

私の随筆「ケツペル作業隊の想い出」
は帰国を前にしてやっとまとめる事がで
きた。幸いにして、現地日本人会発行の
月刊雑誌「南十字星」のトップ記事に掲
載して頂く事ができて、私として最高の
光栄でありました。

又日本人墓地内に建立されている
墓石及びその位置を示す略図付きの
墓石名簿も記録本として出来あがり
現地のお寺様に奉納する事が出来ま
した。又さらに墓地の様子も見違え
る程に整備し得た事、私のこの度の
訪星が、どうにか当初の目的を達し
得た事などで私自身満足であったと
自負している次第です。

不調だった私の身体も生れ育った
母国の風土になれて今ではすっかり
元の姿になる事が出来ました。

ある日、私は突然に福岡の友人
(戦友) からある一冊の本を受取っ
た。その本は我々の戦友会が発行し
た貴重な本であり、抑留中の手とな
り足であったその総ての事実が書か
れてあった。

私が現地で調べた日本人墓地内の
墓石名簿と、この本の中にある作業
隊員の犠牲者名簿とを照合して見る
につけ、当時の事実や状況が判明し
てきた。

私の作成した墓石名簿はただ単に
墓石の銘碑とそれに位置を示す意図

のみで作成した名簿であったのが、
その本の犠牲者名簿に、この様に早
くも役立つとは夢にも思っていなか
った事です。

この事に端を発して、私は戦前そ
して戦時中の死亡者の事は公の記録
として保存されている事でもあるの
で、終戦後この地において犠牲とな
られた墓石を中心に調べてみよう
と決心したのです。

そのためには、多くの資料を必要
とする事から余暇をみては書店に通
う日が多くなって来た。しかし、私
が求めようとする資料、書物にはど
れも程遠く、やっと入手したのはず
っと後日だった。それもただ数冊の
戦犯関係の本だけでした。

私がこの手記の第一に書きたい事
は、それは終戦直後において決戦に
いどみ果敢な責任を感じ自決され
た幾多の将官の名簿であり、次は終戦
の混乱期における脱走した将兵等の
名簿である。

誰れかの手記にこの様な名簿が、
たとえあったとしても現在世論に問

う資格は毛頭あるまい。だと考える
時将来に渡るともこのことは一般に
公表される事もなく消滅するであろ
う。

この様な現実の中にあつて、私は
これまで求めた二、三の資料から得
た事と、それに現地に住む元日本兵
の諸氏から直接知り得た貴重な証言
等を織り混ぜながら、これから私が
書こうとする事、それは誠に貧弱な
手記になる事とは充分に承知してお
りますが真の事実を記しておきたい
と思う。

私にあえてこの手記を書く様に自
信をつけてくれたのは、無念の涙と
共に散つて逝つた数多くの有名無名
の同胞の霊に対するいささかの慰め
となるを信じたからです。

世の戦争ほど苛酷であり、そして
悲惨なものはあるまい。なお、その
悲劇の惨酷は戦後までにおよび数多
くの人命の消耗により決着されるの
です。

真に平和を愛する者は先ず戦争の
事を知れと私はことに声を大にして

呼びたい。二度と再び戦争は起してはな
らない事を深く肝に銘じつつこれらの犠
牲者の御魂と共に、その血涙とも言うべ
き真実の姿をこれから順を追いつつに記
してみようと思います。

四 悲劇の要因ここに発生

昭和二〇年八月一五日ポツダム宣言(日
本の戦後処理を定めた連合国側の降伏文
書)を受諾したその日から、平和を告げる
鐘の音は全世界に鳴り響いたのである
が、その戦争とも言うべき戦後の悲劇
が、日本を遠く離れたこのシンガポール
でも起ころうとしていた。

ここに改めて書くまでもなく、南方地
域における最重要地点とは、このシンガ
ポールであったし、そのためにも前戦兵
站基地としての役割はとの地においては
外にその比をみず、軍事戦略上きわめて
特異な存在の地点であったのです。

戦時下、当時ここ昭南防衛司令部(昭
南・今のシンガポール)傘下の各部隊
には、いかなる非常事態にも対処しうる
勇猛果敢で血気さかんな将兵が大多数い
たのです。それに兵器、弾薬、食糧の多

数を各地に分散山積されていたのである。

終戦から三日後の一八日にいたり、陛下の御名代として、三笠宮殿下の御飛来により板垣第七方面軍司令官は、日本の無条件降伏と今時戦争の終結を傘下全將兵に訓示された。

特に陛下の御聖旨に背く事なく、みだりにも血気に早やる事など戒められたのであるが、この事を初めて知った我々昭南部隊の將兵達は、ただあ然として一事の言葉とてなく、その場に泣き伏せるのみであった。

翌日、連合国軍は第一号として、我が日本軍に命令を発した。

この時降伏した我々はすでに連合国軍の支配下におかれたのである。

在昭南部隊及び在一般邦人は、その集結地と定められた「ジュロン地域」へと大移動を余儀なくしなければならなかった。

その様な中で昭南憲兵隊及び警備隊は、連合国軍の命令により、シンガポールにおける治安維持と連合軍

物権の保全維持に全勢力を集中していたが、永い間の日本占領地行政の圧迫から、現地住民には、各地において略奪暴行そして流血と、不詳事件が各地に勃発していたが、それも勢い物資の豊富であった日本軍の倉庫等が狙われたのです。

その都度、日本軍との衝突も避けられない事実であった。

この様な渦中にあつて連合軍は、近日中にこの地に上陸するであろうという噂がしきりに流れた。

その当時、街々に流れる流言飛語は、実は信用あるものに思える様になった。

その頃より日本人のジュロンへの移動もいよいよ本格化し始め、ある兵士達はバラック資材と共にトラックに群がり、又ある部隊は食糧品を背負い未知の道を北へと急いでいた。

終戦の日から今日まではどうにか命は保ち得たものの明日の定めは誰が知ろう・・・と、この様な心境の中で焦燥の日と苦悩の夜とそれ等の

交差を繰り返す当時の私達であった。

如何んせん、日本軍の軍規も統帥力も除々に低下し始め、次々に自決、あるいは脱走といった不詳事件が発生し始めたのも偽わざる事実であった。

この様にして終戦直後におけるシンガポールは、大混乱の事態に直面していたので、ここには当然ともいうべき幾多の悲劇となる要因が潜んでいたかは、火をみるより明らかな事であったと言えよう。

五 第一の悲劇(自刃せる者)

「天皇陛下の命に抗し奉まつり兵を妄りに動員し・・・中略・・・それは軍命令に非ず私個人としての・・・中略・・・一死をもって、この大罪に謝し奉つる。」この遺書は抗戦を決意したが実施直前において部隊長より阻止された。ある大隊長の再後の言葉である。

この人を竹林寺達登と言ひ、氏の墓は日本人墓地内に、自決者として

はただ一人の個人用墓として建立されている。

墓碑の文字も鮮明で「昭和二十年八月十九日、ブキテマにて二十九才」となっている。おそらく当時の残留作業隊員達が氏を尊び墓石を建設されたのであろう。

以上の事は一例であるが、その他この様な事件は在昭南部隊のあちこちに多数あつた事です。

戦時中はこのような不祥事は我々兵隊達には伝わってこない事が多かった。ましては敗戦という未曾有の混乱期にあつては、司令部の上層部にしか報告されない事でもあり、我々が知る事とて到底不可能な事であった。

シンガポールの日本人墓地に這入り、左手一番奥に多数のこれら自決者達の靈魂が葬られている。その名「殉難烈士の碑」である。

この碑石は、当時作業隊長であつた藤田少佐の建設によるもので、氏の記録によれば、自から自刃せる参謀長以下数十名の遺骨をこの碑に納むとある。

なお、建設日付は昭和二十二年四月と

なっているが、当時のシンガポール作業隊の事情に精通していた我々にしてみれば、この様な大がかりな墓碑の建設には相当な困難を極められたに違いないと思った。

シンガポールは当時南方前戦地区における再重要拠点という事もあり、ことには〇〇司令本部といった様な陸海軍の中枢機関が軒をつらねていたので、勢いそれら上層部においては抗戦派、そして穏便派又は中間派とを交えての意見の対立も活発であつたに相違あるまい。

そこには自から責任を感じ自決せる者も多数あつたという事であつた。この事からもシンガポールはこのような悲劇の最も多かつた国の一つで戦後の歴史の一頁に残る事であろうと思います。

ここで悲劇としては余りにも苛酷で悲惨な事実を涙して書いてみる事と致します。八月十八日板垣司令官が戦争の終結を発表されてまもなくして、昭南神社(当時シンガポールにおける唯一の守護神社)は日本軍



作業隊殉職者之碑

陸境軍人軍属留魂之碑

殉難烈士之碑

により焼かれた。

その時その炎の渦中に自から身を投うじて神社とともに命を絶つた人がいた。その人、それは一民間人でした。

可弱き一女性でした。彼女は当時その守護神を必至に守っていた人でありました。(氏名不詳で長崎県出身のみ)

この人も藤田少佐の記録に言う自決者の中に含まれるとしても、果して何時の世になったら、この人達の氏名や記録が公表されるのであろうか。

この様な事を想う時、私は身の引き締まるをおぼえます。荒唐と化した戦後の母国の片隅で、その遺品を手にした遺族の方々の心中は如何ばかりであつた事か、本人にとれば覚悟の最後であつた事も、遺族にしてみれば自決者という汚名の屈辱を余儀なくされた事であらう。

六 第二の悲劇(脱走兵)

軍隊という特殊な組織の中にあつ

て、脱走するという事は到底至難の業であつて、もし脱走するものなら軍法会議は、その者を重罪に処し、又その汚名は家族までにおよんだのである。

然るに敗戦という未層有の混乱期を迎えるに至つては、その厳しい軍隊の規律も次第に有名無実と化し、收拾のつかぬ事態へと向いつつあつた。

ここ昭南部隊でも将校から一兵卒に至るまでその軍規を犯かし脱走し始めた。

シンガポールは地理的に見て、すぐ北にはマライ半島のジャングルあり、又マラッカ海峽をわずかに十キロ離れたところに未開の島、スマトラもある。そして附近の海上には大小数多くの島々も点在していたので脱走兵には絶好の条件を備えたところであつた。

ある者は一人で、又あるグループは小數でジョホール水道を渡って行つた。ある中隊は隊長以下全員で小船を徴発して対岸へ逃がれて行つた。

一方航空部隊においては輸送機を使用して日本の方へ飛び立ったと聞いたが、国々の混乱時でもあり、給油の関係で果して何処まで逃られたことか、今だにその後の消息は判らなかつた。

特に、又一般現地住民と接触もあり職務上人道的にも危ない橋を渡つてきた特務機関及び諜報機関の兵士達は危険を感じ部隊ぐるみの脱走であつたと聞いた。という事実を知つたのは、この度の訪星の時でありました。それも現在シンガポールに健在中であるW氏です。彼は当時の元日本軍脱走兵の一人だったので。彼は当時の事を証言して下されました。

彼の逃走は次の様な経過であつた。当時、彼は職務上いち早く戦局の悪化を敵国が流す短波放送でキャッチし、身の危険を感じたW氏は一行と共にスマトラ方面に逃がれ、永い間ジャングル生活をしたのでした。

ある時は漁夫になり、ある日は奥地の伐採人夫になりして各地の奥々を転々としながら日々を過した。

今日、戦後二十年にしてやっと太陽に

目を向ける事が出来たとの事でした。

又別の知人であるS氏はジョホール水道を北へ逃がれた一人であるが、生き延びるためには危険を承知の上で、共産ゲリラに身を投じたが、その当時三百人を少し越す旧日本軍の脱走者も次から次へと倒れ、現存する同胞は判らないという事だつた。

後日、そのS氏の逃避生活の記録を続んだ時に、生と死の境にある動物が生地獄の中にうごめく様をW氏に見て、人間としての真実の姿をこの記録に発見する事が出来て誠に感無量なものがありません。

次にスマトラに旅行した時である。そこでも旧日本軍の残留者に会う機会を得たのです。中部スマトラのパタンではM氏に、それに北部のメダンではA氏とK氏の三人であつた。この人達は終戦時の脱走兵には変りはなく、三人ともインドネシア独立戦争に参加され、多くの同胞を失つたと話してくれました。

その当時の犠牲者は少くとも二千名を越していたであろう・・・と現在スマトラ周辺におられる同胞の人々の話でありました。

脱走そして死、この事は明らかに戦後の悲劇ではあつたが、脱走して身の安全を願つたとれら兵達の前途は、ただただ凶でしかなかった。

パダン在住のM氏は犠牲者の留魂碑を自費で建立されている。現在もその碑に毎日のように参拝されているM氏に対して私は敬服するとともにいつまでもお元気で下さい・・・と祈る。

七 身をもって体験した強制

労働収容所(その一)

連合国軍(英国、豪州、インド軍)がシンガポールに上陸したのは昭和二十年九月五日であつた。翌六日には旧日本軍は武装解除されたのである。

連合軍命令第一号にて昭南部隊及び一般邦留人の総ては、ジュロン地区に集結が完了していたのを命令の

一部変更となり、部隊はその一部を除き直ちに対岸のジョホルバルへと移動を命ぜられた。

つい先武装解除された部隊には、その移動に必要な車両は一台もなく、部隊は全員足だけを頼りに北へと歩き出した。

その沿道には丸腰になつた敗残兵を一目見ようと現地人の黒山、その者達は口々にバカヤロウ・・・ジャップとば声の連呼であつた。又往きかう車からはカマン カマン・・・の叱咤のひびき、去り行く日本軍はただ黙々とそれを我慢するのみであつた。

その時点からシンガポール全土に残留出来た兵士は、昭南部隊と各部隊の警備要員だけで、その総数は千名にも満たなかつた。

九月八日に至り、その夜我々は突然の非常呼集で起され第一回の労役開始が令されたのでした。早速、朝食と昼食の準備にかかり、午前四時そこを出発して作業現場である政庁前広場に向つた。七時すぎ現場に到

着し本格的な作業は八時に始まった。作業内容は広場周辺にある防空ごうの穴埋めと散乱せる車両等の片付けなどであった。

作業終了は夕方五時であったが途中命令が変更となり、他の仕事に変わり翌朝六時まで酷使された。

常夏の国とはいえ、二晩の徹夜で延三十時間に及ぶ重労働は、我々日本軍に対する最初の制裁であった。敗戦の兵は彼らの非人道的扱いに如何ともなすすべもなく、ただあやつり人形でしかなかった。

その後、数日してから我々はケツベル地区の一角に強制労働収容所としては第一号の作業隊として入所したのである。

ここはふ頭に近く毎日の作業は船からの荷役作業が主で、朝は七時から仕事が始まり終了は五時まで、途中中食時を引いても連日十一時間を過す日が多い重労働であった。

全員がくたくたの身体を引きずり帰隊すれば、そこにバケツに七分目の水の割当がありました。我々はまずその水で洗面し、行水に使いそして残りの汚水でこ

んどは洗濯をしなければならなかった。夕食といえはボロボロの現地米の飯に青葉一枚入りの塩汁一杯だけのもののしか与えられず、働き盛りの若者達がどうしてその夜を過し得た事であろう。

食器洗い場に群がる兵士は、その食器についている米粒を一つ一つむさばり食った。バリケートを歩く現地人にも食糧をねだった。ある兵士は作業場で散乱せし生米をポケットの中にがめたのか、それをかじっていた。

隊内のあちこちにあるパイヤは無惨にも根から食べられ、バナナの幹もかじられて、丸裸になっていた。

今日という日も空腹のままに過ぎようとして、迎げば万天の星の中にひとときは輝やく南十字星がある。そのずっと遠い北の方には母なる国、日本があるのだ・・・と想う時、そこには我を待つ父母の姿が瞼に映るのでした。

アー、銀飯にタクアン二切でもいい

い・・・とただその事のみを夢みしました。

八 強制労働収容所(その二)

栄養が不足すると体調はくずれ、重労働が続くと過労が重なり、無理をして仕事をするとそれが思いがけない大きな事故となる。又重い病になっていくはずである。

彼等がこの様な当然ともいふべき道理を知らぬはずはない。なのに、いこうにも待遇の改善はなかった。

ある日、隊内にある雑草を食べた事が原因で多数の同胞が激しい下痢と腹痛で倒れ仕事を休んだ事があった。怒った英軍のキャンプ長は最近の作業人員の減少は日本軍医の甘い診断の責であると指摘して、発熱三十九度以下の患者は全員その日から作業に取り出された。速、入院の者もあったが、兵士達の根性であったでしょうが、数日の内に回復していった。

この様にして当時の我々に果せられた事はただ、堪え難きを堪え忍び難き

を忍ぶ他、何ものでもなかったのである。

かくして、十月も過ぎ様とする頃から随次作業隊の数も増設され始めたのです。南方各地からもこの集結地にやってきた。翌二十一年三月には作業隊も十四カ所となり、そこには働く隊員も二万八千人となった。

その頃からは少しは待遇も良くなったが一度こわした体調は早急には回復するものではなかった。ここでも多数の兵士達が帰らざる人となっていた。

それに又作業中の事故に上る犠牲者も続発したが、作業が原因で怪我をして一生を不具者となった者としての世の生地獄とまで言われた、ここシンガポール作業隊の記録は余りにも世に知られておりません。

それは旧満州からの一般邦人の引揚げの悲劇には及ばないこそすれ、軍人としてのこれら酷使にまつわる悲劇としては、シンガポール作業隊の右に出る地域は他には無かったであらうと信じます。

我々が最初に始めた労役も最後の引揚船がシンガポールの港を離れた昭和二十二年十一月までは続けられたが、我々はその才月を十年の永きにも感じたのである。

戦争に敗れた国の当然としての義務は如何なるものなのか、現在まで敗戦を知らぬ我々に見ればそれが判らう筈もない。

しかし現実にはその賠償とも言うべき手段として、彼等は我々に重い労役の形でその償いを押しつけたのであろう。しかもその労役も通常の作業ならいざ知らず復讐にも似た形ちで酷使の連続であったのです。

この様な事実がもし無かったとするならば、この様な多数の犠牲者もなかったであろう。

思えばこれら作業による犠牲者は誠に不びんであったと言えよう。あの人達の霊は何処をさまよいしか・・果して我が魂が安息する地を求め得た事であろうか。

苦難の日と焦燥の夜と、そして血涙の交差する荒々たるか抑留の身であった

我々は、その事を身近に裸に感じ一番良く知っているつもりです。そんな犠牲者達の霊に少しでも安らぎを与えるためにも、私は決意を新たにしたい事の実を書こうと思いたったのです。

すべからく、同胞の死があまりにも不幸な死にかたであったし、又全くの犬死であった事からも・・・私は不十分な資料と共に実際私の見聞いた知識等から真実の姿を追う事と致しました。

九 第三の悲劇（作業隊員の死）

シンガポール作業隊司令部の発表によれば、作業に基因する症病死者数は七一名とあるが、しかしこの調べは昭和二十二年四月一日現在とたっている事から実数ではない。

その後の死者は含まれていないし又作業隊開設直後に我が作業隊二名の事故者も含まれていない。その他日本人病院での多数の死亡者の中にも作業隊関係者がその大半であった

事から犠牲者の数は事実をはるかに上まわった事となる。

確実な犠牲者の数も把握出来ぬまま、司令部発表による七一名の事故の実体にくれてみる事とする。

その内訳をみると作業中の即死が四七名となっている。ある者は夜間作業中の死亡であり、又自動車転覆事故で多数の死者も出した。火薬の暴発事故による事故死もあり、とにかく安全管理に対する不配慮、不秩序な作業内容からであった。

なお、又これらの犠牲者の死因が過労による直接、間接的な原因である事はまぎれもない事実であった。彼等らは我々に対しては労働に対する基準なるものは全く示さなかった。ただ酷使するのみであった。

事故が発生しても、その事故原因も究明される事もなく見舞の一言もなかった。賠償金や見舞金などはとんでもない話であった。それに死者の葬儀も許されず、ただ犬死として穴の中に葬られていたのです。

残りの二四名は事故による怪我が

原因で後日死んでいった人達であった。

私はこの方々の名簿を添えて日本人墓地のお寺に奉納して参りました。ここに「作業隊殉職者の碑」が建立されております。

この碑は藤田少佐（既述：作業隊長）により昭和二十二年四月に建立されている。作業中の事故死及び傷病死した者の遺骨並びに火葬の灰を納む・・・と手記に書かれている。

この墓碑とは別に残留作業隊の手によって、ある時は戦友の墓を又部下の墓として個人用墓が二十四基も建立されている。しかしながら、どれもこれもが粗末な墓であります。もちろん当時の戦後期のことであります。作業の合い間に相手方の眼を盗んでの墓作業でありました。当時の事が手に取るように想い出されます。

その墓石の一つに書いてあります住所を頼りに私はある日近県の留守家族に電話を試みた。三十数年前の出来事で、その家族も分散されて

おりましたが、やっと義兄という方に巡り合った。親が生存中に建てたのであらうか、義弟の墓は建立されてはいるが、今は墓参する者を少くなり寂しい事だという事でありました。

私がシンガポールに実のお墓がありますと申しましたら、非常に感激されまして、いつかの日ぜひ一度お墓参りしたいと話しておられた。

生き残った我々は、今は幸福な日々を送っていますが、この方々の御冥福を哀心よりここにお祈りする事こと片時も忘れてはならない事だと思います。

十 第四の悲劇（病院の死亡者）

戦時中シンガポールの各所にあつた軍関係及び一般邦人を対象とする病院等はただ一カ所を除き他の病院は全て連合軍に撤収された。軍人、軍属、一般邦人を含め一番多い時には二万五千人におよぶ日本人がこのシンガポールにいた。なのに旧日本陸軍病院がただ一カ所使用が許可されたのである。

唯一の病院となったニュースン日本人病院(正式名)はセレターにあり、終戦前

日本軍がゴム林を切り開いて建設したアタップ屋根の簡易病舎であり、野戦地にみるバラック建てより粗末で雨もりのする至つて不衛生的な施設の病院でした。

当時この病院には正規の軍医十名と薬剤師衛生兵、それに看護婦とを合せて二四〇名の職員がいた。又患者は常時定員をはるかに越え六六〇の病床に、一三〇〇名以上が入院し治療に専念していた。

医療器具及び医薬品の補給には非常に困難をきたし、みすみす全治可能な患者もこの様な状況であつたので、ここでも尊い命を落す結果となつた。

記録によれば、この病院での死亡者の数は三五〇余名の多きに達している。当時の細谷病院長はその死亡者の名簿と埋葬個所を示す略図を記録に残されている。

私は前回の訪星の時、現地日本人会の事務所を訪れてその名簿を拝見する機会を得て誠に貴重な記録を残して頂いた事に感謝した。

後日その写しにより当時の埋葬個所を深してみたが、その当時の状況と現実とはまるで違っている事に気付きました。

それは昭和四十七年に実施された大整備工事のためでした。大小その墓地が大きく変ぼうしておりまして。又その当時は木製の墓標しか許されなかったことからその略図にある木標の位置とか、ことに椰子の切株ありとかで現在では全く適用しないものとなつていた。

病院長の残された名簿を調べている中に私は我々同胞の作業隊員の犠牲者があるのを知った。この人々は作業中の事故が原因で入院し病院において死亡されたのです。

その死亡者の個人用墓は、作業隊員の犠牲者の墓と一部重複するも、墓地内のあちこちに二六基も建てられている。その墓は残留作業隊員により昭和二十二年に建立されつゝいる。

なお、この墓石の埋葬個所は略図に示す位置と一致しているのは確か

であると思われる。

私はある時、広島第十一連隊長であつた佐々木五三殿の埋葬個所を探す事となり、丸一日かかり略図と現地を調べたがどうしてもその墓地はみつけない事は出来なかった。

しかし、この墓地で発見した二六基の墓碑に基準を合せると、何かその所在が判るかも知れないと思う様になってきた。出来る事なら、その埋葬地に石標でも建て、その死亡者達の供養を致したいと念じている。私の戦後が終る日はその時かも知れないと・・・今日まで放置のままです。

又私がやらなければ誰がこの埋葬個所を探すだろうかと考えますと、その夜はまんじりとして寝付く事が出来ませんでした。



佐々木五三の墓

十一 第五の悲劇(ひのもと地蔵尊)

シンガポール日本墓地の正門のアーチをくぐると左手の方に、ひとときわさえた建物が建っている。これが「ひのもと地蔵尊」である。

終戦時のあの混乱期から翌二十一年五月に至る間、ジュロン集結地における一般在留邦人の死亡者四一名の霊をこの碑に納むとある。なお、この碑は赤道会という、その当時苦楽とともにされた引揚者の手により、昭和四十五年八月十五日に建立されている。実に戦後二五年後の地尊でありました。

終戦当時にここに残留していた一般邦人は、その数七千名ともいわれ、単の命令により島の北西部にある、ジュロン地区にその全員が集結させられていたのである。

我々はその民間人を短期間ではあったが、警備する事になった。老若男女それに病人や怪我人、幼い乳のみ児の大集落です。当時の時代の事、毎日が、てんやわんやの日々で

あった事を記憶しております。

幸いな事に、彼等邦人は我々軍人とは異なり、酷な取扱いもされる事はなく、強制労働に駆り出される事もなかった。しかし、多数の食糧を必要とする事から元気のある者は毎日を野菜作りなどして自活の道を進まなくてはならなかった。

軍人と一般邦人とは、何処がどの様に違うのだろうか。我々も武装解除されて、現に丸腰であった。であれば同じ日本人であるはずである。連合軍は日本軍人に激しい制裁を加える一方、多少は恐れていたのかも知れない。

私は今度再びこの世に生まれ変わって来る時は、もう絶対に軍人にはなるまいと心に誓った。

かくして、その年の十一月の末には一般邦人の内地帰還が開始された。当所約三四〇〇名が一路租国日本へ向って行った。我々は涙ながら、船が小さくなるまでいつまでもいつまでも手を振り続ける事でした。

我々は再び毎日の重作業が続けられた。主にケッペルふ頭の荷役作業だったので、いやが応でも帰還して行く彼等邦

人を見送った。

当時我々は精神力の限界を越えながら仕事に追いまわされ、セメント運びのその前を“ごころうさん”の一言も言わず手を振りバイバイして港を去って行った。

民間人は幸せ者よ・・・私達の心境はただただ羨望の限りで一杯であったがこの不満を何処へすら訴える事も出来ませんでした。

第二陣、三陣と次々と出港して行く船は翌二十一年四月となり、シンガポール在留の全邦人の総てが租国の土を踏んだのでした。

またある記録によるとシンガポール以外の南方各地に散在していた在留邦人は、租国行きの船を待つ間、このジュロンに集結されたとあり、その数は二万八千名に及んだとの事であったが、この事が事実とすれば、これら抑留者の中からも幾らかの死者があった事と思われる。とすれば、この四一名にプラスされる事となるのは当然である。

「ひのもと地蔵尊」の碑石の裏書

きには当時の状況が刻明に記されているが四一名の氏名は書かれていない。おそらく残留赤道会はその方々の名簿を永久に保存されている事であろう。現在この碑は、この地に住む一般邦人の婦女子には安産の守護神として親まれていてる。

戦争の終結その事は物質的にも精神的にも、その総てが消滅であった。着のみのままにして帰還された在留邦人には、その行手に阻んだものは何んであつたかを想う時に、身の引き締るを禁じ得ません。最後に改めて犠牲者の御冥福を祈ります。



ひのもと地蔵尊

十二 第六の悲劇(戦犯者の証言)

茶本繁正氏が事実に基づいて書かれたのに獄中「すがも新聞」という著書がある。この本は今次戦争における戦犯者達の足跡にみる、血涙の交差した日夜を網羅した生の記録であり、悲惨を極めた獄中の実体を知るにつけ、その事が私の脳裏に深く刻み込まれ行くをおぼゆ。

戦争は終結した。勝った国々はその相手である敗者の戦争犯罪人を徹底的にあばき出す。

今次戦争で日本は敗れた。そして戦犯者は法廷で裁かれ、その結果として多くの処刑者を出したのである。

平和を犯した罪として、今次戦争を遂行した当時の軍首脳及び外交官等は東京裁判という軍事法廷において二八名が起訴された。その内、東條元首相他七名の者は即刻絞首刑となり、後は終身及び有期刑となった。

これらをA級裁判としたが、この頃では我々の身近な事として、B級及びC級戦犯者の事を重点的に書いてみる事とする。B級は通例の戦争犯罪人として、又人道に対する罪をC級裁判とこの様になっていた。

この戦時中の日本占領地の各所に四九も設置され、そこで裁かれた戦犯者は驚くなけれ五千七百名にもおよんだ。

この数字からも、A級戦犯者の二百倍以上の人達がB級及びC級戦犯者として裁かれたのである。

裁かれた同胞の多くは、人が人を裁く職務にあった者、既ち特務機関と憲兵隊それに警察機関がそれであり、又一般現地民と接触のあった情報機関、スパイ関係の特務機関等もそれに加わり、その他捕虜収容所及び秘密機関等に所属する部隊がその主体であった。

戦時中、この者達は上官の命令に従い忠実にその職務を遂行しただけであったが、裁く相手は諸々の事件を取り上げ、その多くを職権の超越

であると判断した。

この事は国民性及び民族性の相違に大いに起因している事もあったが、彼等の実施した軍事法廷は一切これらの事は無視され、罪も一方通行の形となった。

相手国の軍事法廷の形は、判事、検事、弁護人それに証人喚問と一応の陣容は整ってはいたが、受身に立つ我が同胞は発言の権利すらも失った弱き者でしかなかったのです。

裁判の結果は明らかで、その多くが罪人となり、次々と刑場のハネ板の中に消されて行きました。その数は九二〇名に達しました。

この裁判の過程をある人々は、条理なき裁判とののしった。この事はこれらの裁判は第一審で終り告訴も出来なく、再審もされず簡単に刑が執行された事でも明白といえよう。

刑が確定し処刑を前にした戦犯者達は、我々の死は不自然であると絶句し、絞首台に立って死ぬ事は恐れなくも、死後我が魂の帰すべき故郷は何処にありや、・・・と天を恨み、

又神仏をあなどり、そして憂い、憤おりして散花されたとあります。

復讐裁判とも取れる軍事法廷は、その戦犯者達を簡単に殺してしまつた。この事は今の世代において残酷非道な事として後世に残るであろう。

十三 第七の悲劇(シンガポール戦犯者)

※ 身はたとえチャンギーの野辺に朽ちるともとどめおかまし・・・ 大和だま

※ 悲しみも涙も怒りもつきはててこのわびしさを持ち我死なまし

この句はシンガポールのチャンギー刑務所にて処刑されたある戦犯者の辞世の句である。この句の中に秘められている戦犯者の心境を思う時に、その裁判の過程が如何に不合理であったかを改めて察する事が出来よう。

B級、C級戦犯者罪人としてどこチヤンギーでは、総数九七入名(英国関係)が裁かれ、無念にも刑場の露とし

て消されし者一三八名の多きに達したのである。

現在シンガポールの日本人墓地には、処刑者の御魂が供養されている碑石が建っている。

殉難烈士の碑がそれであり、当時作業隊長であった藤田少佐が昭和二十二年四月に建立されている。その手記によれば、処刑者の埋葬された跡の土をこの碑の下に埋む・・とある。

その後末年して昭和三十三年三月に至りて、戦後初代の二宮領事はそれら処刑者の全遺骨を現場から発掘されて、殉職者納骨の塔に納める事に至りました。殉難烈士の碑のすぐ後に建っている。

若松斎氏の書かれた「絞首台のひびき」を私は、ある日手にすることが出来た。この人（東京都狛江市に在住 開業医）こそ、チャンギー刑務所の死刑囚であったが明日の処刑を前にして終身刑となられた方である。

その著書には同胞達の投獄から処刑寸前までを、その眼で見開いたま

まの事実を刻明に書かれている。

今日は僕より早く刑が確定したA氏の最後の日である。看守はつい先氏名を呼びA氏を連行して行った。

いま頃絞首台の階段を一步、一步昇って行く時刻・・やがて、天を突くような「天皇陛下バン・」その声が独房の石壁を伝わって響き渡ってきます・・あとに続く「・・ザーイ」の声はドスンというハネ板の音にかき消されて私の耳には聞えてこなかった。

こうして比処に又一つの生命が絶たれ、その日は次々と、それも七度も、私の心臓の脈動を突き破った。とこの様な一節も書かれてある。

私はこの著書をひもとくには、涙しても、なお感動の高ぶるを禁じ得なかった。そんな受刑者達の心が我が事の様に理解できる心境であったのです。受刑者の失意と苦悩の日々が、どの様な悲惨なものであったかを。

ある日私は同県の戦犯処刑者の墓にお参りする機会があった。一人残

られた母親も最近亡くなられたとの事であったが、終戦までもない、ある日突然一通の死亡公報を手にした時のその母親の悲しみ心の中は如何ばかりであったでしょう。

我が“みたま”を迎えて来れる父母は、これからをどの様に生きてくれよう・・と私はその事だけが寂しくて死に切れない・・と絶句された受刑者の言葉を思い出した。

ともあれ戦犯者の死は必ずしも、戦時中における名誉の戦死者とは到底比べる事は出来なかった事であろう。

十四 日本人墓地にたためて

シンガポール日本墓地には、現在九一八基の墓標が建立されている。その内訳は、日本型式の墓が四九七基、小さな石の墓標が三二九基、それに木製墓標が三九基、饅頭型その他が五六基かなっている。なお、この墓地は在留邦人が現地で死亡された者を葬むる所であったのを、戦後は併用の形となつたのであろうか、その多くは戦後に建てられている。

元南方軍総司令長官 寺内元師の墓と陸海軍々人軍属の碑、それに殉難烈士の碑、作業隊殉職者の碑と以上四つの碑石が建立されている。

これらの四つの碑は正式には、元チャンギー作業隊であった陸軍少佐、藤田氏によって建立されたもので、その当時抑留中にありながら万難を越え、総ゆる苦闘を続けられ、後世のために残された墓標でありました。

現在、もしこの様な墓標が、この墓地に無いとすれば、それは誠に寂しい昔のままの墓地でしか無い筈です。

この藤田氏の功績に対して我々は満腔の謝辞を送るものです。その他、戦後の墓としては別に三一の墓がある。当時の残留作業隊は、その無き友の墓を、あるいは隊長の墓、又は先輩の墓を、この様に建てその御魂よ安らかにと祈った事であろう。

この墓地の歴史は古く、明治二十四年六月に創設されている今から九〇年前の事になります。渋谷、中川、二木の三先駆者により開設されたと記録されている。

墓地の面積も戦前は八エーカーあったが、現在は六エーカーとなっている(約二・四ヘクタール)又この墓地の位置は島の北東部セラングールにあり、現地語では「新加坡楊厝港律泉和道門碑二二の一三三」となっている。

墓地の入口には鉄製の高いアーチ型看板があり、日本語と英語で書かれている。その入口附近には立派な墓も多く見られるが、少しづつ奥へ行くと、段々粗末になってくる。それを見ると日本の勢力の分布までが判る様な気がしてならない。

又その墓標の約半数に当る四〇〇基は「からゆきさん」達の墓碑である。悲しきかな日本人として忘れ得ない彼女達であった。当時、特に女性にとつては時代の底辺を生きねばならなかった悲運の権化であったのでしよう。

二度目の訪星の時、私はこの墓地の総ての墓石名簿を作り、そこにありますお寺へ奉納しましたが、氏名の判読し難い墓が三一八基もあり、その名簿には？マークを付け、その

所在のみを書いておいた。

現在この墓地は、シンガポール日本人会で運営し管理されている。なお、直接には留守番役として、林王基という支那系の看守人が住んでおられる。

彼は毎日墓地内の清掃や参拝者の案内もしてくれます。シンガポールにはこのような立派な墓地があるのです。我々がその墓地に詣でる時に、そこには数々の歴史から、この地に葬られた人達の姿を想い起す事が出来ます。

今日も又、その墓地のあちこちで線香の煙がなびき、やがてあたり一面を静かにつつんでくれる事でしよう。



からゆきさんの墓碑

十五 終りにあたりて

終戦当時、私は昭南憲兵隊本部に所属していた。終戦の二十年九月十三日には、隊長以下二二名の憲兵将校は刑務所に留置された。続いて軍曹以上の下士官四九名も刑務所に連行された。

その日は九月二十四日であり、実際には我々憲兵に対する第一回の検問であった。当時私は伍長であったので、他の兵と共に作業隊にて待機の形となった。しかし連日の作業は続行され、毎日が苦闘と忍耐の連続であった。

憲兵隊の任務は特殊で、軍人軍属及び官吏そして民間人に至る複雑多な権限を持たされていたので、彼等是我々憲兵を詰問する事により種々の情報を得られる事を知っていた。それに又、人が人を裁く職務からも、何処の国の軍隊でも憲兵をあばく事を最優先させた。

それがために細かな情報から事柄が次第に誇大されて、無念の涙と共に

に、処刑された者も少なくはなかったのである。

その年もくれ、昭和二十一年六月七日になり、我々伍長以下全員に対する第二回取調べが始まった。その二〇〇名弱の隊員の調べは六〇日にも及んだが、幸い一人の容疑者もなく全員は白キャンブ送りととなり、又翌日から作業に駆り出された。

二カ月にわたる、取調べは二年の永きに思えたし、又仕事に行くのがどんなにか楽に感じる毎日であった。

そして、翌二十二年四月となり我々に内地帰還の命令が出て、いよいよこの地にさらばする時がきた。その間の一年十カ月は、想えば辛くて永い才月であった。

我々は洋上の人となり、去り行くシンガポールの灯に、ある一抹の哀愁を感じじつつ「さらばシンガポール」と涙する我であった。

無事に広島の宇品に復員した我々に引揚援護局は、衣類若干と終戦時からの棒給として五四八円を渡した。

しかし、その金では当時鉛筆六本を

買うのに五二円も不足した様に記憶している。

その後間もなくして、マッカーサーは我々を職業軍人として後一切の公職に就く事を禁止した。そのため私は原職(郵便局)には復帰する事も出来ず、やむなくヤミ市場に出入りする様になった。

元憲兵だったが故に、その当時我々の歩いた人生は、数奇ともとれる運命であつたし、又それがために、その後の生涯にも大きな変化があつたのも、まぎれもない事実でした。

しかしながら、五体満足にして帰還した我々は、幸せであつたがシンガポールにおける戦後の悲劇はこの様に多数の犠牲者を出した。

私は再度の訪星の時、一本の記念樹を植え帰国した。それには「戦友の三三回忌に臨みこの木を植ゆやがて大樹とならむ涼して、永久に眠りしか。」と著した。

植えて今年で丸三年となつた。早く大きく生長し、樹の枝を一杯に広

げてくれ・・・とは今の私の最大の願いである。

私は命のある限り、そして自分で歩ける間は杖にすがつても、あの日本人墓地へお詣りしたい。私は墓地に眠る我が戦友に、そつと約束もしている。

この手記は、戦争を知らない人達とはもとより、戦争を知っている人達のためにも、そして又戦争を忘れてきている人達のためにも、その事実を書いたつもりです。

後記

悲喜こもごもの今日の出来事も、時の流れと共に、遠くしてはるかに過ぎ去るものである。その過去を想い起とす事は、過去が永くなるにつけ、その過去はよみがえってはいくれない。

戦後からやがて四〇年になろうとする。とある日、私は次の諸兄により終戦当時の諸変と私自身の体験から想い出を書く事が出来ました。

この事は混乱期に生と死の境を彷徨された諸兄等にとつては、貴重な歴史の一ページであつた筈です。何んの遠慮もなく、しかも初面識の私に心の奥を開き、その当時の事を話して頂いた事は、私のもつとも感謝したいところです。しかしながら、これらの証言も紙面の都合でその一部しか掲載出来なかつた事を深くお詫び致します。

どうか、ことに私の手記を終るに当り、次の諸兄の方々に対し心から謝意を送り厚く敬意を表する次第であります。

諸兄の氏名

渡辺正明氏

(旅行会社社長 シンガポール在住)

佐々木賢一氏

(旅行会社社長 シンガポール在住)

山川政夫氏

(貿易会社社長 シンガポール在住)

高橋健吾氏

(貿易会社社長 シンガポール在住)

鈴木正雄氏

(農場経営社長 スマトラ 在住)

青山久一氏

(食堂経営社長 スマトラ メダン)

古原敏夫氏

(日本企支店長 スマトラ メダン)

以上の諸氏は旧日本兵の生残り残留者で、現在も現地で活躍中であります。その他在留邦人であり現在日本人会の事務局長である西願寺守氏、会長の桜井清彦氏、最高顧問の福田庫八氏らの御協力で日本墓地その他種々の御高説を賜りました事に厚くお礼申し上げます。又、顔夕子、林王基、蘇基発、他渡辺正明氏の経営する東西旅行社の各シンガポリアンの諸氏等にとるアドバイスは、非常に価値あるものでありました。この手記の一部となっている事をここに申し添えます。

次に文献としては現地日本人会発行の「南十字星」、戦友会発行の「知られざる捕虜の日々」、それに「獄中紙」がも新聞、「絞首台のひびき」、等であります。

私は最後に叫びたい。戦争ほど苛酷であり、悲惨であり、又残酷非道極まりない行為はなからう。

我々はこの事を深く知り、今日から平和な世界を築こう。それには先づ、戦争という「ふた文字」を抹殺する事であろう。世界に平和のみが存在する日、それは世の辞書から「戦争」というふた文字が消滅した時である。

昭和五七年八月一日

山下勇雄 著



陸軍病院にて亡くなられた英霊の碑

おわび

今年もカーツと照りつける真夏の太陽を向える、季節がやって来ました。私はつたないタイプを打ちながら、兄がああシンガポールの炎天下、苦難の日々を過した想い出を浮かべながらペンを置くことにします。彼は、戦友との厚いきづながあったのでしよう。信仰心も強く、私費で長期間、しかも数回に渡って墓参りをしている。その功績は偉大であった。

彼は、別に「シンガポール随筆集」も書いており、それには異国情緒シンガポールの話や、私の脱走失敗談、おもしろいマレー語集、からゆきさん悲話、ケッペル作業隊、戦犯総員名簿、各国戦死者数等々があり、戦前戦後のシンガポールが赤裸々に映かれ興味あるものです。

記録の全てを、お送りできませんでした事を深くおわび致します。次回が発刊を祈る。

昭和五八年八月

山下 博



山下様ご一家のお名前が刻まれたガーデンライト

あとがき

山下勇雄氏の随筆『シンガポールにおける戦後の悲劇』は、勇雄氏の甥であり、当地に駐在されている山下稔氏よりご提供いただきました。史蹟史料部の四十万理事、梅田事務局長、そして事務局史蹟史料部担当の両頭は、稔氏からお話を伺うため、Kao Singapore Pte. Ltd. のオフィスを訪問しました。

この随筆は、稔氏の叔父である博氏が、伯父・勇雄氏の手記を発見し、小冊子としてまとめられたもの

です。「何かのお役に立てれば」との思いから、親交のある四十万理事へお送りくださり、このたび日本人会ウェブサイトにて公開させていただくこととなりました。

日本人墓地公園を管理し、来園者へのご案内を行っている史蹟史料部では、戦没者慰霊碑エリアに建立されている「作業隊殉職者之碑」の存在は以前から承知しておりました。

しかし、終戦後もなお、多くの作業隊員が命を落とした背景については詳しく知る機会がありませんでした。本随筆を拝読し、戦後の混乱の中で人々が置かれていた過酷な状況を知ることができました。

本随筆が、戦争の悲劇とその後の歴史に思いを寄せ、その歴史を正しく知ること、日本とシンガポール両国の平和な未来を築く一助となれば幸いです。

史蹟史料部担当 両頭真衣

(二〇二六年八月)



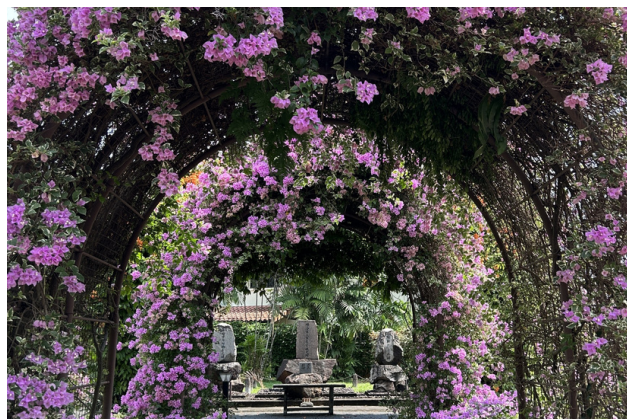
山下様ご一家のお名前が刻まれたガーデンライト



(左から) 四十万理事、山下稔さん、梅田事務局長



軍人の慰霊碑



ブーゲンビリアのフラワーアーチ



病院関係物故者氏名一覧記念碑



長く墓守を務めた翁公垂漲の墓（林王基の養父）



寺内寿一の墓碑



からゆきさんの墓エリア